

## 令和5年度新潟大学における「ベビーシッター派遣事業割引券」の取扱いについて（教職員用）

新潟大学では、本学教職員の育児と仕事の両立を支援するため、(公社)全国保育サービス協会が実施している「ベビーシッター派遣事業」により、「ベビーシッター派遣事業割引券」を発行しています。

### ○ ベビーシッター派遣事業の概要

利用対象者	本学教職員（非常勤職員を含む。）
対象乳幼児	0歳～小学校3年生 （その他健全育成上の世話を必要とする要件に該当する場合は、小学校6年生まで）
発行日	今年度の割引券は、 <u>4月24日(月)から発行</u> します。 （申込は、発行日前でも受け付けます。） なお、発行されるまでの間に、割引券を利用せずにベビーシッターを利用した場合においても、割引券交付後、割引額の返還を受けることができます。 （詳細は、総務部労務福利課の担当までメールでお問合せください。）
割引券対象サービス	就労のために利用する以下のベビーシッター事業者が提供するサービス ・家庭内における保育や世話（家庭外は利用不可） ・家庭と保育等施設の間の送迎  ※配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等又はひとり親家庭であることにより、 <u>サービスを使用しなければ就労することが困難な状況にあることが必要</u> です。 ※割引券が利用した場合、翌月10日までに「出勤簿」、「勤務状況表」等、利用日が勤務日であったことがわかる書類を提出していただきます。
割引金額	割引券1枚につき2,200円  ※割引券は利用料金が1回につき使用枚数×2,200円以上のサービスを対象とします。 なお、「利用料金」とはベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たるサービス提供対価のことをいい、会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含みません。 ベビーシッター事業者ごとに領収書等での表記の仕方が異なりますので、割引券の利用範囲については、利用予定のベビーシッター事業者にご確認ください。
割引券取扱事業者	割引券を利用できるベビーシッター事業者は、(公社)全国保育サービス協会が認定する「割引券取扱事業者」に限ります。 割引券の利用に当たり、事前にベビーシッター事業者と請負契約をしてください。（契約は利用対象者である <u>本学の教職員の名義</u> で行ってください。）

利用枚数の制限	<p>1日の限度枚数は、対象乳幼児1人当たり2枚ですが、1ヶ月及び1年間の限度枚数は、対象乳幼児数にかかわらず1家庭で月間24枚まで、年間280枚までです。</p> <p>※本学の申請上限・4,800枚又は(公社)全国保育サービス協会の発行上限・39万枚に達した時点で、発行は終了となります。</p>
ベビーシッター派遣事業等の詳細	<p>本取扱いのほか、(公社)全国保育サービス協会のHPにおいて、<u>ベビーシッター派遣事業実施要綱</u>、<u>約款等を熟読</u>し、割引券の利用にあたり遺漏のないようにしてください。</p> <p>○ (公社)全国保育サービス協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーシッター派遣事業 <a href="http://www.acsa.jp/htm/babysitter/">http://www.acsa.jp/htm/babysitter/</a></li> <li>・ベビーシッター派遣事業割引券画面操作マニュアル（利用者向け） <a href="http://acs.a.jp/images/babysitter/e-ticket_user20220927.pdf">http://acs.a.jp/images/babysitter/e-ticket_user20220927.pdf</a></li> </ul>

## ○ 利用上の留意点

### 1. ベビーシッターの従事要件の確認について

割引券を利用できるベビーシッター事業者には、(公社)全国保育サービス協会に割引券を利用するベビーシッター名簿の提出が義務付けられています。

ベビーシッター事業者との契約及び利用に当たっては、「割引券を利用する」ことをベビーシッター事業者に事前に伝えるなど、必ずベビーシッターの従事要件の確認を行ってください。

ベビーシッター事業者のサービスを利用後に申し出た場合、割引券が利用できないことがありますので、ご注意ください。

## ○ 割引券の申込・利用方法

### 1. ベビーシッター事業者との契約（利用者 ⇄ ベビーシッター事業者）

利用予定のベビーシッター事業者が(公社)全国保育サービス協会の認定する「割引券取扱事業者」であることを事前にご確認の上、ベビーシッター事業者とご契約ください。

割引券取扱事業者は、公益社団法人全国保育サービス協会の以下のURLをご確認ください。

[http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket\\_handling\\_list.htm](http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm)

【参考：新潟県内の割引券取扱事業者】※令和5年4月1日現在

- ・有限会社 ティンクルプランニング

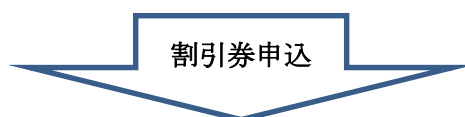
所在地：新潟市中央区寄居町697-1 マンション北陸205

TEL：025-228-8099

- ・有限会社 ベビーヘルパーPOPO（ポッポ）

所在地：新潟市東区牡丹山3-1-11 三森ビル303

TEL：025-275-5562



### 2. 割引券の申込，必要書類の提出（利用者 ⇒ 総務部労務福利課）

「ベビーシッター派遣事業割引券申込書」に必要事項を記入し、総務部労務福利課（[babysitter@cc.niigata-u.ac.jp](mailto:babysitter@cc.niigata-u.ac.jp)）あてにメールでご提出ください。なお、割引券の申込は、直近1ヶ月分のみ受け付けることとし、同年度内に複数月利用予定の場合は、その都度申し込んでください。

また、申込書とともに以下の必要書類についても、メールでご提出ください。

#### 【必要書類】

- ・本学教職員

利用者(申請者)名義で契約したベビーシッター事業者との「契約書」の写し又は「利用申込書」等の請負により利用者(申請者)に対してサービスを提供していることがわかるもの。

- ・配偶者

労働条件通知書，シフト表等（1週間の就労日や1日の就労時間がわかるもの），病気療養，求職活動，就学，職業訓練等が確認できる書類等）

例)「就労証明書(配偶者が本学に雇用されている場合，就労証明書の提出は不要)」，


「診断書」，「在学証明書」，「受講証明書」

・対象が小学校4年生以上の場合

「その他健全育成上の世話を必要とする要件に該当する」ことがわかる書類  
 (「障害者手帳」, 「療育手帳」の写しなど)

※その他健全育成上の世話を必要とする要件の詳細は、以下のURLをご確認ください。

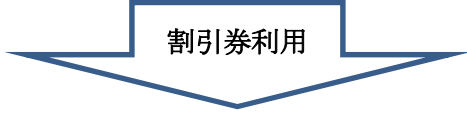
[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter\\_atsukai.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter_atsukai.html)



割引券発行

### 3. 割引券の発行 (総務部労務福利課 ⇒ 利用者)

申込内容の不備, 添付書類の不足等がなければ, 利用者が申込書で指定したメールアドレス宛に, 総務部労務福利課 (babysitter@cc.niigata-u.ac.jp) から電子割引券を利用できるURLが届きます。



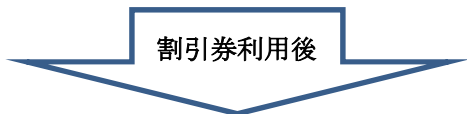
割引券利用

### 4. 割引券の利用 (利用者 ⇔ ベビーシッター事業者)

電子割引券 (URL) を受信後, ベビーシッター事業者から提示されるQRコードまたはSPサービス店舗識別コードをスマートフォンで読み取り, 割引券を利用してください。電子割引券の利用に関する詳細は, (公社)全国保育サービス協会の以下のURLをご確認ください。

[http://acsa.jp/images/babysitter/e-ticket\\_user20220927.pdf](http://acsa.jp/images/babysitter/e-ticket_user20220927.pdf)

※未利用の割引券は, 利用予定月の翌月になりましたら, こちらで返却処理を行いますので, お早めにベビーシッター事業者において利用登録をお願いいたします。



割引券利用後

### 5. 割引券利用後の手続き (利用者 ⇒ 総務部労務福利課)

割引券を利用した月の翌月の10日までに, 「出勤簿」, 「勤務状況表」等, 利用日が勤務日であったことがわかる書類の写しを総務部労務福利課 ([babysitter@cc.niigata-u.ac.jp](mailto:babysitter@cc.niigata-u.ac.jp)) あてにメールでご提出ください。

※割引券が利用できるのは, 申請者の本学の用務における勤務日かつ勤務した時間帯のみです。利用時間が勤務日又は勤務時間外の場合は, 時間外勤務命令簿等を出勤簿と併せて提出してください。

## 6. 留意事項

本取り扱いや(公社)全国保育サービス協会の規定等が遵守されない場合、当該者の割引券発行を取り止めることとなるほか、本学が「ベビーシッター派遣事業」を利用できなくなる可能性もあることから、割引券の利用に当たっては、十分にご留意願います。

担当：総務部労務福利課 三星，高橋  
電話：025-262-7570  
E-mail：babysitter@cc.niigata-u.ac.jp